

中間報告における記載内容確認及び修正案について

記載場所	記載内容	修正案
1 ページ 11 行目	「1990 年代は世界一の事業量だったが、2000 年代に入り削減され…」	「1990 年代は世界一の事業規模(実績額)だったが、2000 年代に入り <u>減少</u> し…」
1 ページ 下から 10 行目	「JBIC の円借款部門を統合」	「JBIC の <u>海外経済協力部門</u> を統合」(この記述で対外的に説明)
6 ページ 9 行目	「組織の行う全ての業務を対象とするという考え方を継承する。」	現行 JICA ガイドラインは、開発調査、無償資金協力の事前の調査、及び技術協力プロジェクトを対象としています。
7 ページ 6 行目	「協力事業について要請を行った相手国政府である。」	要請を行う者と環境社会配慮の実施主体は異なる場合があるため、「協力事業を実施する相手国政府等」とし、その他のケースを認める。
7 ページ 下から 3 行目	「融資に関する適切な意思決定」	「融資・ <u>贈与</u> に関する適切な意思決定」
13 ページ 2 行目	「従来の技術協力プロジェクト」	無償資金協力の事前の調査等も含むため「従来の技術協力」とする。
14 ページ 15 行目	「日本政府による将来の協力案件」	「日本政府」が「将来の協力案件」にかかるのであれば、「我が国の将来の協力案件」とした方が、文意が明確になると思われます。
14 ページ 19 行目	「従来、JICA が実施してきた無償資金協力の事前の調査は、新 JICA においては協力準備調査として行われる。」	「従来、JICA が実施してきた無償資金協力の事前の調査が担っていた役割は、協力準備調査により担われることになる。」
14 ページ 20 行目から	「具体的には、まず案件の妥当性、有効性、効率性を確認するための調査が行われ、日本政府との対処方針協議を経た上で、案件の設計・積算のための調査が別途実施される。」	「具体的には、日本政府との協議を踏まえ、 <u>協力準備調査の実施が決定された後に</u> 、案件の妥当性、有効性、効率性の確認のための調査(案件の設計・積算を含む)が実施される。」
14 ページ 下から 11 行目	「従来の開発調査において実施されていた事前調査は、JICA の事業枠組みとしては廃止される。」	「従来、開発調査で一律実施されてきた事前調査は行わない。」と記述した方がより正確な表現となります。
14 ページ 下から 6 行目	「現行 JICA ガイドラインがその主な適用対象としている開発調査	事業枠組みとして廃止されたものではない(開発計画調査型技術協力が残る)ため、「…適

	は、事業枠組みとしては廃止された。」	用対象としている開発調査は、協力準備調査の導入に伴い整理され、日本政府による協力案件の形成・準備のための調査は…」との記述に置き換え可能と考えます。
14 ページ 下から 3 行目	「原則として、日本の資金協力を必ずしも前提としないものは、「開発計画調査型技術協力」として実施される。」	「原則として、日本の資金協力を必ずしも想定しないものは、技術協力のひとつ、「開発計画調査型技術協力」として実施される。」
15 ページ 5 行目 (福田委員、 北村委員)	「3. で述べた基本的な考え方にもとづき」	「2. で述べた基本的な考え方にもとづき」
15 ページ 9 行目	「従来どおり、その事業の全てをガイドラインの対象とする。」	現行 JICA ガイドラインは、開発調査、無償資金協力の事前の調査、技術協力プロジェクトのみが対象です。
16 ページ 26 行目 (福田委員)	「検討する影響の範囲に反映させる。」	「 <u>環境社会配慮の項目</u> に反映させる。」
16 ページ 30 行目 (北村委員)	「改定ガイドラインにおいても、」	「改定JICAガイドライン <u>においても、</u> 」
18 ページ 15 行目 (福田委員)	「コンサルタントの作業内容束縛」	「 <u>コンサルタントの作業内容を束縛</u> 」
18 ページ 21 行目	協力準備調査のうち、マスタープラン(M/P)を含むものについては、個別プロジェクトが明確でないためカテゴリ分類が難しいとの指摘が JICA からなされた。	「開発調査におけるマスタープランについて、プロジェクトが明確でないのにプロジェクトを想定するのは現実的でない面がある」、と論点整理(案)で記載しているように、本件は開発調査についての指摘です。
21 ページ 25 行目 (福田委員)	「戦略的環境アセスメント(SEA)適用される」	「 <u>戦略的環境アセスメント(SEA)が適用される</u> 」
22 ページ 下から 2 行目	「基本設計調査が実施されると、事実上本体事業の実施が確保されており、環境社会配慮上の問題は基本設計調査前に解決されることが前提」	「予備調査等を行った上で基本設計調査までいくと、実施するだろうと思われており、環境社会配慮上の問題は基本設計調査の段階あるいは案件採択の前までに解決されることが前提」とした方がより正確な表現となります。
23 ページ 3 行目	「設計・積算のための協力準備調査が開始されると、その後案件について支援を行わないという決定	「積算・設計のための協力準備調査が開始されると、その後案件について支援を行わないという決定は手戻りになる <u>との認識</u> を背景

	「は手戻りになることを背景に…」	「に…」
24 ページ 18、28 行目	「国際約束合意文書」	「合意文書」を使用しています。
25 ページ 下から 6 行目	「環境アセスメント等を速やかに公開する」	「環境アセスメント報告書等を速やかに公開する」
28 ページ 6 行目 (福田委員)	「現場踏査」	「現地踏査」
28 ページ 25 行目 (福田委員)	「以下の確認を行った」	「以下の検討を行った」
30 ページ 1 行目 (北村委員)	「地域住民当のステークホルダーとの協議は、プロジェクトの準備期間を通じて」	JBICガイドライン上では「地域住民等のステークホルダーとの協議は、プロジェクトの準備期間・実施期間を通じて」と記載されています。
34 ページ 下から 5 行目	「JICA の開発調査に類似した事業を行っている機関」	「開発途上国のプロジェクトへのファイナンスに関係する日本の政府関係機関」

記載場所	追加案
12 ページ 「現行ガイドラインの課題」	課題として以下を追加。 <ul style="list-style-type: none"> プロジェクトにおける被影響住民の対象範囲について十分に確認を行う必要がある。 新 JICA による承諾後のモニタリング体制を強化する必要がある。 借入人等によるモニタリング結果報告に基づき、問題の早期対応を可能とする必要がある。
13 ページ 3.2 に関する脚注	「一般プロジェクト無償、人材研究支援無償、防災・災害復興支援無償、コミュニティ開発支援無償、水産無償、一般文化無償、食糧援助、貧困農民支援、環境プログラム無償、及び貧困削減戦略支援無償の実施が JICA に移管。」

以上